



## »»» 住民税申告について «««

令和7年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、令和8年2月16日（月）から町内各地区で行います。

### ◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カード
  - ・給与所得の源泉徴収票
  - ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
  - ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
  - ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
  - ・口座情報のわかるもの（通帳など）
  - ・その他算定に必要な書類
- など

### ◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、3月3日（火）から3月16日（月）（土・日曜日を除く）までの間に役場へお越しください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
  - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です。）
  - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」をご確認の上、事前に準備をお願いします。

## 医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告の際は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（ただし、領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

- ①被保険者の氏名 ②受療年月  
 ③受療者の氏名 ④医療機関名  
 ⑤支払った医療費の額  
 ⑥保険者等の名称

申告に使用する  
 「医療費のお知らせ」  
 には、この事項の  
 記載が必須です

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができませんのでご注意ください。

### ◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月16日	月	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月17日	火	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月18日	水	美谷会館	9時～12時	美谷
2月19日	木	歌棄会館	9時～12時	歌棄・有戸・種前
2月20日	金	湯別会館	9時～12時	湯別
2月24日	火	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月25日	水	矢追会館	9時～12時	矢追
2月26日	木	役場 1階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
2月27日	金		9時～15時	大磯・渡島
3月2日	月		9時～15時	政治・新栄
3月3日～16日			9時～	随時受付

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月17日（火）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

### ◆ 問合せ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：櫻井（雅）、斎藤（健）、高橋（明）、小川】

## 申告にはマイナンバー（個人番号）が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、確定申告書などの提出の際は、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際には、下記のいずれかをご持参ください。

### ◆ マイナンバーカードをお持ちの方はカードをご持参ください。

マイナンバーカードをご持参いただけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。なお、ご自宅等でe-Tax（電子申告）を送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の書類をご持参ください。

- ・通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど、ご本人のマイナンバーを確認できる書類のうちいずれか1つ
- ・運転免許証、健康保険証などご本人の身元が確認できる書類のうちいずれか1つ

# しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 2月18日（水）25日（水）  
3月 4日（水）
- ◆会場 岩内町字高台84-3  
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

## 全国瞬時警報システム Jアラートの 情報伝達訓練を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

### 令和8年2月6日（金） 午前11時頃

この内容が防災無線で流れます

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」 ×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

#### ◆ 問合せ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

## 後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

#### ◆ 実施期間及び採捕制限

##### ・実施期間

3月1日（日）から5月15日（金）まで

##### ・採捕制限

日の出から日没まで

1人1日10尾以内（漁業者除く）

#### ◆ ライセンスの取得方法

##### ・必要書類

- ①申請書（実行協議会事務局などから入手可能です）
- ②船舶検査証書の写し
- ③小型船舶操縦士免許の写し
- ④②及び③を必要としない船舶の場合は、住民票（発行日から3か月以内）

##### ・提出先

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

##### ・提出期限

申請は随時受付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

#### ◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次とおり協力金を納めることとなっていますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

#### ◆ 問合せ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制  
実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）

電話 090-7709-6923

FAX 0134-64-7581